

現行制度を改正した場合の退職金額の算定方法

○ 掛金月額9,000円を10年間納付した場合

平成4年11月に加入して、 平成14年10月に脱退した場合	平成9年11月に加入して、 平成19年10月に脱退した場合	平成14年11月に加入して、 平成24年10月に脱退した場合
<p>5.5%別表適用(H4.11～H8.3)…41月、41,000円 (掛金1,000円当たりの額。以下同様。)</p> <p>4.5%別表適用(H8.4～H11.3)…36月 (41+36)=77月、88,900円</p> <p>《3.0%別表への移行に伴い77月から81月へ》 3.0%別表適用(H11.4～H14.10)…43月 (81+43)=124月、146,000円</p>	<p>4.5%別表適用(H9.11～H11.3)…17月、670円 (掛金1,000円当たりの額。以下同様。)</p> <p>3.0%別表適用(H11.4～H14.10)…43月 (17+43)=60月、63,200円</p> <p>《1.0%別表への移行に伴い60月から63月へ》 1.0%別表適用(H14.11～H19.10)…60月 (63+60)=123月、129,890円</p> <p>146,000円×(9,000円/1,000円)=1,314,000円</p>	<p>1.0%別表適用(H14.11～H24.10)…120月、126,560円 (掛金1,000円当たりの額。)</p> <p>126,560円×(9,000円/1,000円)=1,139,040円</p> <p>129,890円×(9,000円/1,000円)=1,169,010円</p>

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）（抄）

（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号）による改正後）

（余裕金の運用）

第七十九条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、第四項に規定するもののが、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

- 一 厚生労働大臣及び経済産業大臣（第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定に属する業務上の余裕金（以下「特定業種余裕金」という。）の運用にあつては、厚生労働大臣、第三号において同じ。）の指定する金融機関への預金
- 二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への信託
- 三 厚生労働大臣及び経済産業大臣の指定する有価証券の取得

四 不動産の取得

五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第三十二条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2 機構は、運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて法令で定めるものの範囲によるものを除く。）又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（第三項・第五項 略）

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第七十九条の二 機構は、業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであつてはならない。

3 機構は、前条第一項第二号（前条第二項に規定する運用方法を特定する信託を除く。）及び第五号に掲げる方法（法令で定める保険料の払込みを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に對して、島嶼に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならぬ。



労審発第60号  
平成14年1月24日

厚生労働大臣  
坂口力殿

労働政策審議会  
会長 西川俊



### 中小企業退職金共済制度の改正について

本審議会は、標記について、掛金及び退職金等の額に関する検討を行うとともに、制度運営の現状及び問題点について検討を行った結果、本制度の改正に関する考え方について下記のとおりの結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。



平成 14 年 1 月 24 日

労働政策審議会  
会長 西川俊作 殿

勤労者生活分科会  
分科会長 斎藤邦彦



### 中小企業退職金共済制度の改正について

本分科会は、標記について、掛金及び退職金等の額に関する検討を行うとともに、制度運営の現状及び問題点について検討を行った結果、本制度の改正に関する考え方について下記のとおりの結論に達したので、報告する。

記

別紙「記」のとおり。



平成 14 年 1 月 24 日

労働者生活分科会

分科会長 斎藤 邦彦 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 斎藤 邦彦 殿



中小企業退職金共済制度の改正について

本部会は、標記について、掛金及び退職金等の額に関する検討を行うとともに、制度運営の現状及び問題点について検討を行った結果、本制度の改正に関する考え方について下記のとおりの結論に達したので、報告する。

記

別紙のとおり、厚生労働大臣に建議すべきである。